

記者提供資料

「河川・海岸愛護月間」における河川・海岸一斉清掃の実施について

平成29年6月26日
国土交通省高知河川国道事務所

○ 河川愛護月間

国土交通省では、良好な河川環境の保全と河川愛護精神の普及を目的とし、昭和49年から7月を「河川愛護月間」と定めています。

期間中は「せせらぎにぼくも魚もすきとおる」を標語として、ポスター、チラシ等による広報活動をはじめ、河川一斉清掃を実施します。

- ・7月2日(日)7時～ **河川一斉清掃**
関係市町村と連携し、地域の方々と河川清掃を実施します。

○ 海岸愛護月間

国土交通省では、良好な海岸環境の保全と海岸愛護精神の普及を目的とし、昭和47年から7月を「海岸愛護月間」と定めています。

期間中は「美しく、安全で、いきいきとした海岸を目指して」を推進標語として、ポスター、チラシ等による広報活動をはじめ、海岸一斉清掃を実施します。

- ・7月2日(日)6時30分～ **海岸一斉清掃**
県及び関係自治体と連携し、地域の方々と海岸清掃を実施します。

本施策は、四国圏広域地方計画「No.3 美しい自然とおもてなしの心による「視国」観光活性化プロジェクト」の取組に該当します

【問い合わせ先】

国土交通省 高知河川国道事務所
(088) 833-0111 (代) FAX (088) 833-5140

副所長(技術) おかばやし 岡林 ふくよし 福好 (内線204)

河川一斉清掃に関する問い合わせ先

◎河川管理課長 おおたに 大谷 まさひこ 正彦 (088)833-6904

海岸一斉清掃に関する問い合わせ先

◎工務課長 きゅうとう 久藤 かつあき 勝明 (088)833-6901

◎主な問い合わせ先